

# 令和8年3月をもって 壁量基準等の経過措置が 終了します

## 経過措置の終了にあたり

### 以下の **2** 点にご留意ください

- 1** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、  
令和8年3月31日までに着工する建築物  
→ 着工後に計画変更する場合は、その審査時に改正前又は改正後の基準への適合を確認する必要があります。

令和8年4月1日		壁量基準等への適合の確認等について
	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了検査時に改正前の壁量基準等への適合を検査</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画変更の審査時に改正前又は改正後の壁量基準等への適合を確認</li> <li>完了検査時に計画変更時に適用した壁量基準等への適合を検査</li> </ul>	

- 2** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、  
令和8年4月1日以降に着工される建築物  
→ 不測の事態により、やむを得ず令和8年4月1日以降に着工する場合、検査時、又は着工後に計画変更する場合の審査時に改正後の基準への適合を確認する必要があります。

令和8年4月1日		壁量基準等への適合の確認等について
	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了検査時に改正後の壁量基準等への適合を検査</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画変更の審査時に改正後の壁量基準等への適合を確認</li> <li>完了検査時に改正後の壁量基準等への適合を検査</li> </ul>	

※壁量基準等の経過措置について

建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直しに伴い、構造関係規定のうち、令第43条第1項による柱の小径の基準と令第46条第4項による壁量の基準について、改正後の建築確認・検査の円滑化を図る観点から、改正法の施行後1年間（令和8年3月31日まで）に着工するもので、延べ面積が300㎡以内の旧4号建築物について、改正令等による改正前の基準によることができるとする経過措置を設けています。